

6. 心理的虐待

2000年に「児童虐待防止等に関する法律（児童虐待防止法）」が制定され、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待が児童虐待として定義され、2004年の改正により、DVの目撃も心理的虐待の一種であると法律の中で定義された。

心理的虐待について 児童虐待防止法第二条四に「児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。）その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。」と記載されている。

この心理的虐待の明確な定義づけはいまだに議論されているが、子どもの虐待の中で最も頻度が高く発生し、あらゆる形態の虐待に伴って発生しているといえる。積極的に暴言暴力で攻撃する場合も、逆に何もしないで無視する場合も、急に脅すような態度の場合も、毎日のように難癖つけるような慢性的な日常の場合も、子どもに対して情緒的な反応をしないような微妙な態度の場合も、子どもが子どもらしくいられずに親の肩代わりをするような場合（ヤングケアラー）などがあり、どこからどこまでを心理的虐待と判断するかは難しく、調査対象や調査手法により発生頻度さえ著しく変わる。

ここでは心理的虐待を以下の6類型に分類して定義する。

- ①冷淡な態度をとること（保護者による言葉や態度による行為で子どもを拒絶したり、馬鹿にしたりする行為など）
けなす、恥をかかせる、きょうだい間差別、正常な感情を示した子どもをあざ笑う：「一人前に涙なんか流しやがって、アホかお前」
- ②怖がらせる（保護者が子どもに向かって脅したり、子ども自身や子どもが大切にしている人や動物やものなどを明らかに危険な場所に放置することなど）
混乱や危険にさらされる場所に置き去りにする、子どもの年齢や能力にそぐわないことを完璧に行うように要求しできなかったらひどいことになるぞと脅す、子どもに暴力を振るうぞと怖がらせる、子どもが大切にしているものを壊すと脅す
- ③隔離する（子どもが他の人と交流する機会を恒常的に奪うこと）
家に閉じ込めて他人との接触を禁じたり監禁したりする
- ④利己的に利用する（搾取する）/ 墮落させる
保護者が子どもをそそのかして子どもにふさわしくない行為（反社会的行動、自己破壊的行動、犯罪、その他の逸脱行動など）をさせる、売春やポルノグラフィーへの出演や薬物乱用を許したり、勧めたりすること、年齢にそぐわない行動をさせる（親の役割をさせること、いつまでも赤ちゃん扱いすることなど）
- ⑤情緒的な反応を拒否する（無視したり、見て見ぬふりをする）
保護者が子どもの働きかけを無視したり必要な返事をしないで子どもの情緒的なかわりをもたない場合や保護者に反応する能力がない場合（極度の疲労やうつ状態など）、どうしても必要な時しか口をきかずあたたかい愛情表現をしないこと
- ⑥精神的な健康・医療・教育への配慮を無視する
心理的や行動上の深刻な問題や身体の重度な病気の治療を無視したり拒否したりすること、教育を受けさせないこと

心理的虐待の行為自体を医療者が目撃する機会は少なくないかもしれないが、知識を持って保護者と子どもの関係をよく観察し、疑わなければ診断することは難しい。

その一方で、その影響は場合によっては長期、広範囲にわたり子どもの発達や自己認知に影響を落とす。心理的虐待はほかの虐待と同時に存在していることがほとんどであり、身体症状を伴う虐待が疑われた場合には心理的虐待の影響が親子の関係性にみてとれないか注目し、機能不全にある家庭への早期介入、援助が重要となる。